

H28.6.1より

**定期報告の報告周期・時期が変わります**

平成 28 年 6 月 1 日より、横浜市における定期報告の報告周期・時期が変更されます。定期報告の対象となる建築物の所有者や管理者の方におかれましては、下表の内容をご確認いただき、該当する提出時期に定期報告を行ってください。

**1 定期報告の報告周期の変更**

**建築物の定期報告について、報告周期が 1 年から 3 年に変更になります。**なお、建築設備や昇降機、遊戯施設については、報告周期は 1 年で現行制度と変更ありません。

**2 定期報告の提出時期の変更**

定期報告の提出時期に関して、建築物及び建築設備（機械換気、機械排煙、非常用照明）については、次の表のとおり定めます。なお、昇降機及び遊戯施設については、「検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月」とし、変更ありません。

定期報告対象建築物の用途		提出時期	
		建築物	建築設備
A	劇場、映画館、観覧場（屋外観覧場は除く）、公会堂、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	H28年 6月～8月 H30年以降 3年ごとの5月～8月	毎年5月～8月 (H28年のみ 6～8月)
	演芸場、集会場、ホテル、旅館、体育館（学校に附属するものを除く）、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	H28年 9月～12月 H30年以降 3年ごとの9月～12月	毎年9月～12月
B	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所	H28年 6月～8月 H31年以降 3年ごとの5月～8月	毎年5月～8月 (H28年のみ 6～8月)
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場（個室ビデオ店等を除く。）、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店、展示場、個室ビデオ店等、複合用途建築物	H28年 9月～12月 H31年以降 3年ごとの9月～12月	毎年9月～12月
C	児童福祉施設等 (入所者のための宿泊施設を有するものに限る。)	H28年 6月から8月まで H29年以降 3年ごとの5月～8月	毎年5月～8月 (H28年のみ 6～8月)
	サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム	H28年 9月～12月 H29年以降 3年ごとの9月～12月	毎年9月～12月

※ 建築物が複数の用途で対象要件を満たす場合、建築物・建築設備の報告時期はその主たる用途の項によるものとします。

**【お問合せ】**

〒231-0012

横浜市中区相生町三丁目 56-1 JNビル7階

横浜市建築局建築安全課建築安全係

電話：045-671-4539 FAX：045-681-2434